

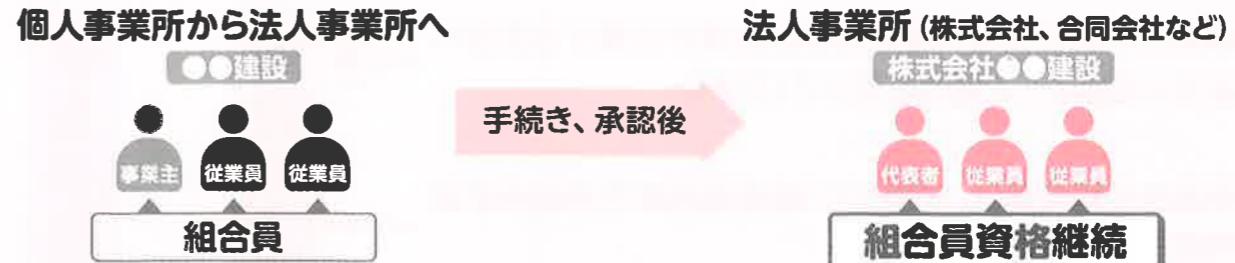
# 健保適用除外制度の対象者

**A～E**のような事実が発生した場合に制度の対象者となります。

**手続きの詳細は「健保適用除外制度の手続きの流れ」をご確認ください。**

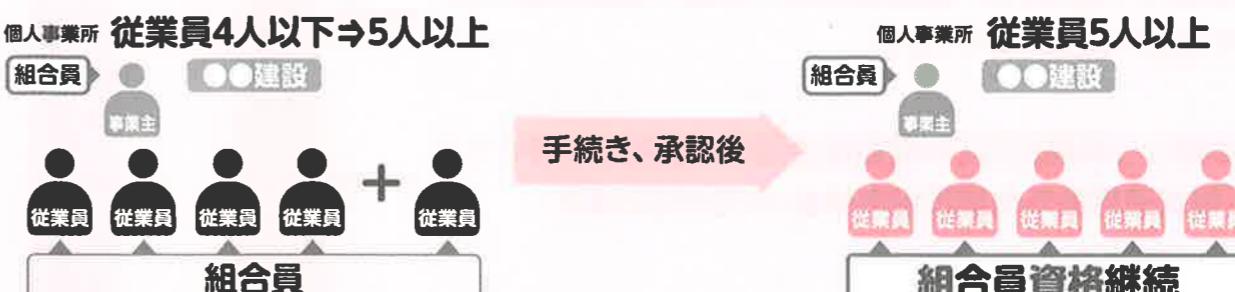
## 個人事業所が法人化した

働いている個人事業所が法人化したときに、その法人事業所で働いている代表者や従業員  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】



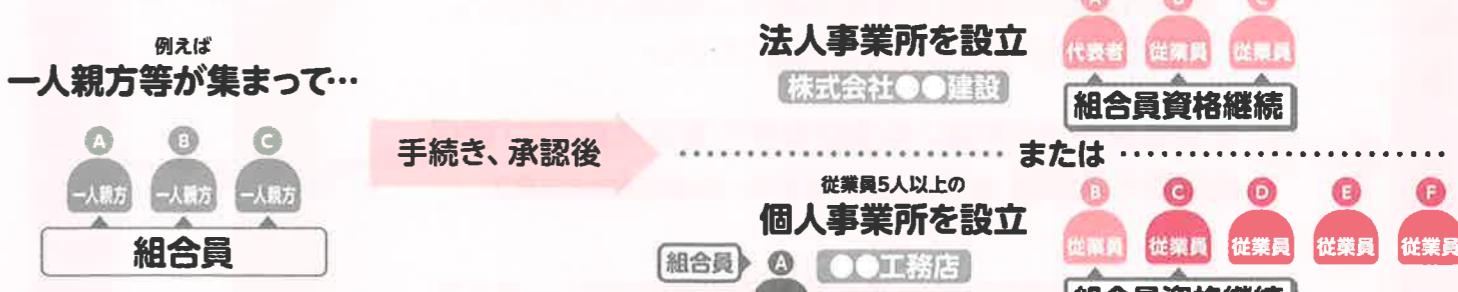
### 個人事業所の従業員が5人以上になった

働いている個人事業所の従業員が増えて、5人以上になったときに、その個人事業所で働いている従業員（事業主は国民健康保険が適用されるため健保適用除外制度は対象外）  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】



## 法人事業所を設立した又は 従業員5人以上の個人事業所を設立した

- ・例えば、一人親方が仕事仲間を何人か誘って、新たに設立した法人事業所の代表者や従業員
  - ・例えば、一人親方が仕事仲間を5人以上誘って、新たに設立した個人事業所の従業員（事業主は国民健康保険が適用されるため健保適用除外制度は対象外）  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】



健保適用除外の承認を受けた建設連合国保の組合員が働いている上記の事業所で、新たに従業員を雇った（新入社員）

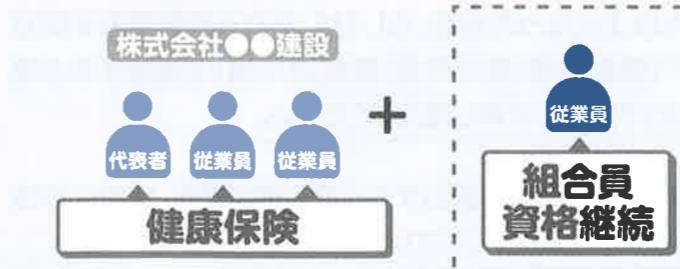
- ・健保適用除外承認された建設連合国保の組合員が働いている事業所(上記Ⓐ～Ⓒの事業所)に、新たに雇われた方  
【入社時は建設連合国保の組合員ではないが、健保適用除外により事実発生日(例:就職日)に遡つて資格を取得される方】



※入社時に建設連合国保の組合員ではない新入社員  
は年金事務所で健保適用除外承認を得ることによつ  
て、就職した日（**事実発生日**）に遡って建設連合国保に  
加入することができます。

**健康保険の適用された事業所に就職した**

上記Ⓐ～Ⓓの方が勤務する事業所を含めたすべての健康保険適用事業所に就職した方  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】



※1つの例として⑤の該当者は左のような健康保険適用事業所であっても、健保適用除外制度の対象となります。他の従業員全員が健康保険に加入している状況が想定されますので、まずは事業主とよく話し合ってください。